

タウンミーティング議事録

1 日 時

令和元年 7 月 1 3 日（土）午前 1 0 時から 1 1 時 3 0 分まで

2 場 所

上下水道局 大会議室

3 参 加 者

（1）特別職

井崎市長、石原副市長、後田教育長、志村上下水道事業管理者

（2）部 局 長

須郷総合政策部長、伊藤市民生活部長、早川健康福祉部長、
秋元子ども家庭部長、武田都市計画部長、石野都市整備部長、
石井土木部長、菊池教育総務部長、前川学校教育部長

（3）事 務 局（秘書広報課）

中野課長、影山課長補佐、三好係長、加藤主事、中村主事、
須賀主事（記

4 来場者数

5 0 名

5 質疑回答

裏面のとおり

Q 市民

自治会の中で公園を特定の団体が占有することが話にあがることもあり、公園の使い方に不明瞭感を感じる。高齢者がゲートボール、子供が野球やサッカーなどを迷惑かけずにできる場所はあるのでしょうか。安心して利用できる整備が必要なのではないのでしょうか。

A 市

公園は色々な方が利用していますが、危険な遊びは禁止しています。公園の使い方の一例として、十太夫近隣公園では看板を立てて、利用方法のルールを示しています。

スポーツを行う場所としてはスポーツフィールドや総合運動公園、ほっとプラザ多目的広場、江戸川の河川敷等で行っていただくように案内しています。

Q 市民

公園の使用について、みどりの課が曖昧な使用の許可を出しています。

例えば東深井地区公園などではグランドゴルフのコースを作ることに對しても、他の人に危害が加わらないように上手くやってほしいと暗黙に許可がでている状況ですが、実際にコースを作られてしまうと他の人たちはコースを通ることができないなどの不利益が発生しています。

許可をするならば市が保険に入るなどの対応を行ったり、許可をしないならば他の場所を紹介してほしいです。

曖昧な許可については揉めるのでやめた方がいいのではないのでしょうか。

A 市

使用についての啓発等は地域の方々と共有する等、団体等とも意見交換してまいりました。団体に所属している方々に啓発用に用紙を作り、使える時間、ルール、使うエリア等を決め、みなさんと共有できるような使い方をさせていただくようお願いしております。

グランドゴルフについてはコミュニティプラザでもできます。

これから団塊の世代が高齢化し、使用頻度も増加します。わざわざ地域でできることを遠くまで赴いて行うのは現実的ではないと思います。

皆さんが上手く使っていただけるように、ルールを守って使用していただ

くというのが基本的な考え方です。

Q 市民

今のメッセージを回覧したいので、なにかしらの形で示してもらえるとありがたいです。(要望)

Q 市民

地域では1件民泊の営業が許可されたことから建物付近に不特定多数の人が来て、住民は火災・感染症・麻薬・ゴミ等に関して不安な思いをしています。第2・第3の民泊を地域では望んでいません。第一種低層住居専用地域に民泊ができるということは、良好な住宅環境にはそぐわないのではないかと考えています。

おおたかの森付近では民泊できないように管理規約等で取り決めているようですが、戸建住宅ではそうはいきません。川口市や横浜市、東京の17の特別区では規制等の条例があるようです。

江戸川台にも1件あるということで市内には合計2件の民泊があるようですが、今後市で専門部署を作り市内の民泊の実態の把握をしてトラブルが起きないようにしてほしいです。もしくは民泊できないような条例を制定してほしいです。

A 市

ご指摘のとおり市内には2件の民泊があり、これは千葉県に届け出を行うことで営業が可能です。

民泊法ができてまだ間もなく、地域住民の皆様のご心配される気持ちも十分理解できます。

千葉県とも相談し、今後トラブルが起こった際には規制等を行うことも検討していきます。

Q 市民

森のまちエコセンターの近くの自治会ですが、剪定枝が4月から通常のゴミと一緒に出せるようになりましたが、悪臭や騒音がひどいです。剪定枝の破碎の騒音については70～80dbほどです。

このような状態がいつまで続くのか、また、対策について聞きたいです。

A 市

剪定枝については震災以降、森のまちエコセンター近隣の方々にはご迷惑をおかけしています。騒音のひどい地区の情報や遮蔽する対応等について調査を行いたいので、後ほど連絡先を確認させてください。

Q 市民

家庭ごみ収集ステーションについて、自治会長ハンドブック 33 頁に「ごみ集積所の新設・変更・廃止について」という記載があります。

1、「新設、廃止する場合自治会長が印鑑を押印する」とありますが、どのような権限をもって行うのですか。

2、既存の集積所を利用する場合にもどのような権限をもって押印するのですか。

3、トラブルが発生した場合にどのようなアドバイスがもらえるのですか。

4、区画整理に伴いゴミ集積所の設置を行う際に、区画整理という公共事業なのに地域住民が負担を行うこととなり自治会からの脱会になってしまったケースがありました。区画整理についてはこのような点にも配慮してもらえないでしょうか。

A 市

区画整理によりごみ集積所を移設することについて、自治会任せにしている施工者がいるように聞き取れました。千葉県と協議したいので後ほど詳しい場所等を教えてください。

ゴミ収集に関する法規定は無いのが現状です。

最近は一戸建住宅等を建設する際に合わせてゴミ集積所を設置するため開発指導の段階で設置をお願いしています。旧来の場所では地域コミュニティで検討していただいています。

自治会長の印の権限については、市長の公印とは異なり、地域コミュニティの合意形成の確認のためにお願いしています。

Q 市民

流山市は SUUMO や ROOCH の住みたい街ランキングの上位に入っていないの

で何年後かにはランキング入りするというような目標を持てば職員のやる気も上がるのではないのでしょうか。

その為に、例えば学校給食の無償化などを行ってランキング上位を目指してほしいです。

A 市

SUUMO や東洋経済の住みたい街ランキングは歴史もあり、統計手法も細かいものです。現在流山市は着実にランキングを上げてきているところですが、ランキングを上げるために何かをやると必ず歪になるので、一つ一つの統計結果に一喜一憂せず、日常生活で気の利いたサービスを行っていくことが大切だと考えます。

給食については、他の市に先駆けて各学校に給食棟を作りました。

来年度からは学校給食費の受け取りについて、教員の負担と作業効率を検討し、公会計化します。

学校給食費の無償化については国の動向を注視し、検討してまいります。

Q 市民

豊四季霊園前から TX 高架下の道路で毎朝大人が信号の無いところを横断しています。

通学路であり子供が横断歩道を渡る横で、大人がこのような行為をするのは道德面の問題から教育上悪影響があると考えられます。

看板を設置してもらいましたが効果はなく、南口の公園付近では同様の事案があり解決したと聞いていますので対策を検討してもらいたいです。

A 市

南口では区画整理事業の施工者である UR 都市機構が長い植栽を植えたりと工夫しましたが効果が薄く、長いフェンスを設置したという経緯があります。

今後、東口についてもフェンスを設置することや植栽をするなどの対応を検討してまいります。

Q 市民

流山おおたかの森駅北口から少し先の千葉興業銀行付近の三英がある交差

点には信号も表示が何もない状況です。巨大マンションもあり、人も多いので道路標示だけでも検討してもらえないでしょうか。

A 市

先の状況と同じく、警察と協議して対応を検討してまいります。

Q 市民

流山市は交通利便性も良く、みどりも多く満足しています。空き家等を利用した資料スペースがあると嬉しいです。

A 市

おおたかの森小中学校にある子ども図書館にもスペースがあります。

また、おおたかの森出張所の図書ピックアップサービスや、江戸川大学の図書も流山市民であれば借りられる制度もあるので、併せて活用していただければ幸いです。

頂戴したご意見は持ち帰らせていただいて今後検討させていただきたい。

Q 市民

小山小学校の近くの交差点で、どちらの道路が優先かわからないところが多いです。十字路で車が一時停止しないことも多く、道路に「止まれ」の表示をし、わかりやすくしてもらえないでしょうか。

A 市

詳しい場所は後ほど確認させてください。止まれの表示については警察との協議が必要ですのでこの場では答えられません。

どちらが優先かをわかりやすくするための破線については調査の上で検討してまいります。

Q 市民

大畔の新設小学校について、スクールバスを検討していると聞いていますが進捗状況はどうなっているのでしょうか。

A 市

スクールバスは民間のバスを利用していただくことをお示しさせていただいており、細かいところは検討中です。

Q 市民

大畔の新設中学校について情報がありませんが、半年前は地権者と交渉中と聞きました。開校の時期等に問題はないのでしょうか。

A 市

新設中学校については現在基本設計を策定中であり、予定通り令和4年度に開校すべく、作業を進めています。

月一回新設校だよりで進捗状況をお示ししています。地権者との交渉については概ね終了しています。

Q 市民

大人も子供も挨拶をしない状況です。私の地域では全員が自治会に入っていて、全部で40軒あります。

地域の子供に声をかけることは、子供の健全育成の面から大切だと考えます。

高齢化すると遠くまで足を運べないので、近くの公園や自治会館で交流できるような地域社会作りが大切であり、これにより高齢者が元気になり、保険料等の削減につながると思います。

泥棒が嫌がるのは丁寧な挨拶だと聞いています。丁寧な挨拶は防犯上効果的であり、災害時の地域コミュニティの観点でも必ず役に立つものだと思います。

人と人の繋がり大切なので、ぜひお互いが声を掛け合う街づくりのために挨拶運動を推進してほしいです。

A 市

挨拶は、続けていくことでコミュニティが広がるということは同感です。上から挨拶を行おうと押し付けるのではなくて、まずは知っている人たちから挨拶を行っていただいて、それが自治会等を通じて地域全体に広がってほしいと考えています。

流山市の子供たちは、こちらから話しかければ元気よく挨拶を返してくれ

ます。

ぜひ、皆様も子供たちに積極的に挨拶をしていただきたいと思います。
市としても挨拶をしやすい仕組みについては検討してまいります。

Q 市民

長崎付近はみどりが多く、道路にはみ出し、トンネル状態になっています。所有者より伐採する許可はもらえても、自治会も所有者も高齢化で伐採のためのお金がない状態です。例えば個人の所有物であるが道路に被さっている部分については行政で補助金等を支援できないでしょうか。

電力会社等も電線に触れる必要最低限の部分しか処理しないので、その際に行政より少し多めに伐採してもらうように伝えることなどはできないでしょうか。

A 市

伐採費用については、地主に負担していただくのが大原則となっています。しかし、通学路に指定されている所等で、危険があるものについては市で対応可能です。

東京電力・NTT が伐採するときによく伐採できるかという点については、近年電線も丈夫になってきているため伐採する量が減ってきており、かなり難しいのが現状です。

Q 市民

通学路で速度制限や薄くなった路面標示の修正をしてもらえないでしょうか。

A 市

自治会や警察と協議して、エリア限定でゾーン30を行うなどの対応を検討してまいります。

路面標示については市でもパトロールしていますが追いついていないのが現状です。随時薄い部分を発見し次第対応を検討します。

Q 市民

公園の掃除など市として自治会に任せている部分が多く、今後、高齢化に

より自治会の役員が減っていく中でこのような運営方法で大丈夫なのかをしっかりと今のうちから見据えてほしいです。

A 市

自治会によって高齢者が多かったり、若者が多かったり、高齢者と若者が混在している地域など様々であり、地域の実情に沿って運営方針を変えていくことは必要であると考えます。これから自治会の皆様の意見を伺いながら検討してまいります。

Q 市民

最近テレビで流山市の補助金について報道されています。あたかも不正のように報道されているがその真実を教えてください。

A 市

テレビ朝日が報道した流山市の社会福祉法人の件かと思われるので説明させていただきます。

6月24日にテレビ朝日で「違法保育園に助成金10億円。南流山福祉会が決算報告書を未提出」というタイトルで報道がありました。

このタイトルだと違法保育園に流山市が10億円拠出したことがまるで違法のように伝わりますが、決算報告書が市や県に提出されていないということについては違法です。ただし、許認可権は千葉県にあるので、千葉県が認可を取り消すということであれば、流山市が委託金や補助金を支出することは違法となりますが、認可中で、子どもたちが実際にいて、そこで保育が行われているので、流山市では許認可権とは別の法律で運営費や委託費を支出していることから、今回の件は適正であると考えています。

10億円についても精査しましたところ、流山市は3億5,000万円、足立区は6億5,000万円でした。

いずれにしても、流山市、足立区共に、違法・不適切な支出は行っておりません。

Q 市民

先ほど挙げた地域密着の挨拶の件について、今後不測の事態に対応するにはコミュニティであり、これしかないと考えています。

もう一つは、流山市の財政白書は素晴らしいもので皆さんが知らないことがすべて網羅されているのでぜひご覧いただきたいと思います。

特別交付税について、法令順守をしてください。やって良いことと、いけないことをはっきりしてください。交付税の100の中の6の部分については特別交付税といい、不測の事態に使うものです。このお金がすべて市職員の地域手当になってしまっています。流山市と隣の柏市は本来ならば6%でなければいけないがこれは義務ではありません。特別交付税の内訳表にはすべて網羅されており、引かれるものは全て地域手当になっています。

ここにいる井崎義治市長以下、特別職の方が人の命よりも自分たちの手当てを優先したという事実があります。

それをひとつ皆さんで考えていただきたい。

A 市

この件については、今までタウンミーティングや市長の手紙でも何度もご質問いただき回答もしているので簡潔にお答えいたします。

特別職の地域手当については、「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」より、一般職に準ずる形で議会に承認されているのでこれに従ってまいります。これからも変えるつもりはありません。

それぞれの地域の物価や生活水準に照らし合わせて給与に加算するというものが地域手当です。国の示す基準によると、流山市や柏市は6%ですが、我孫子市は16%、東京都は20%であり、近隣区域で大きな格差が生じている状態です。公務員だけでなく、保育士、介護士などの給与にも影響してきます。流山市は東京の近くで、東京の水準で生活している方が多いにも関わらず、我孫子市などと比べて非常に低い基準であり、千葉県の様々な市が市長会を通じて国に対して地域手当の基準は不合理なので見直すように何度もお願いしています。

地域手当が低いと職員の募集の時に苦しくなります。6%と18%では初任給で数十万円変わってきてしまい、優秀な人材が他自治体に流れて行ってしまいます。それを少しでも緩和するために地域手当を現在7.3%にしています。

流山市の場合、人口1,000人あたりの職員数が千葉県の中で最も少なくなっています。流山市は少数精鋭で行っており、地域手当の6%と7.3%の差額よりも多くの人件費の削減ができていますので、さらに効率的な市政運

當を今の方向で考えていきたいと思ひます。